

宮城県 環境基本計画【概要版】

復興を契機とした
新しいみやぎの環境の創造を目指して

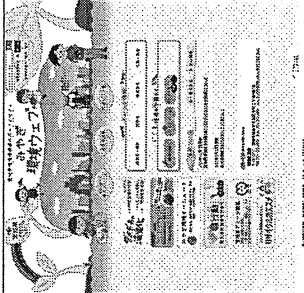
宮城県の環境ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」

県では、みやぎの環境情報を発信するためのホームページとして、「みやぎ環境ウェブ」を公開しています。

このサイトでは、環境に関する県のことのほか、環境に関するイベント情報、ニュースなどを掲載しています。

また、環境について勉強できる用語集やクイズ、自然体験施設の紹介をしています。

アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>

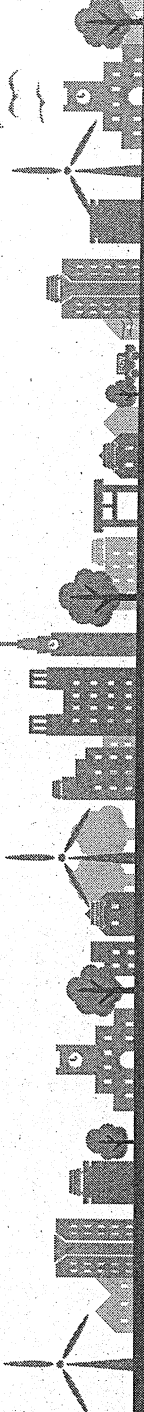


宮城県環境生活部 環境政策課

F980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1
TEL 022-211-2663 FAX 022-211-2669
Mail Address kankyop@pref.miyagi.jp



宮城県環境生活部（環境課）の
作成（紙の数は別冊）における
冊別たよ CO₂排出量は469t。



復興を契機とした

新しいみやぎの環境の創造を目指して

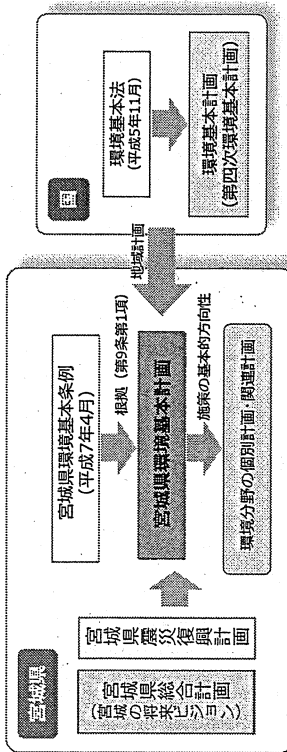
私たちは海、山、川、平野が調和した美しい宮城県から、多くの恵みを受けながら暮らしています。しかし、近年の社会経済活動の発展、資源、エネルギーを大量に消費する生活スタイルへの変化により、生活は便利で豊かになったものの、地球温暖化や廃棄物の増大、大気環境の汚染など、私たちの生活が自然環境に与える影響は大きく、環境を損なうものとなっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地震の揺れによる被害だけでなく、広範囲にわたる津波の襲来により、東沿岸部を中心として本県の環境は大きな影響を受けています。現在も、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質が環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物や、除染にもともない発生した土壌の処理が緊急に対処すべき大きな課題となっています。

宮城県環境基本計画は、県の環境における課題の解決と、良好な環境の保全及び創造に関し、平成32年度までの5年間に原が実施する施策の方向性を定める計画です。また、県民、事業者、民間団体及び各市町村など県の環境にかかわるすべての人が、環境について考え、行動する際の指針でもあります。

計画の位置づけ

環境基本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン(平成19年3月)」の個別計画であり、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民、事業者、民間団体及び各市町村などが、環境に関し考え、行動する際の指針となる計画です。



計画の期間

県では、東日本大震災からの復興のため「宮城県震災復興計画」を策定し、平成32年度を目標として、集中的に復興・復興事業や県の発展のための新しい取組を進めています。これら5の事業により、一時的に環境への負荷は増え、県の環境や社会状況も大きく変化すると考えられます。復興事業による環境への影響について配慮し、環境への影響の少ない新しいまちづくりを重点的に進めるため、本計画の期間を宮城県震災復興計画の終期と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としました。

計画が目指す環境の将来像

環境基本計画を進めることにより、以下のような将来像を目指します。

豊かで美しい自然とともに、健やかに快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

県の環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できる。将来にわたって安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会

県民、事業者、民間団体及び行政などが、日常生活や事業活動による環境への影響を少なくすることは、持続可能な社会の実現のために絶対に必要であることを理解し、省エネルギー、省資源、自然環境を守ることに進んで取り組む、行動する地域社会になることを目指します。(※事業者とは利益を得るための事業(仕事)を行う人、会社のことです。)

環境基本計画の体系

東日本大震災からの復興における課題は早急に対処しなくてはなりません。このため、平成32年度までに「復興のための重点的な取組」を進めます。また、環境の将来像を実現するためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」が実現し、その基盤となる「安全で良好な生活環境」が確保されることが必要です。この4つを「将来像実現のための政策」の柱として掲げ、体系的に施策を進めます。

復興のための重点的な取組

- 復興を契機とした先進的な地域づくり
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

低炭素社会の形成

「低炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出を低く抑えた社会のことです。

循環型社会の形成

「循環型社会」とは、廃棄物の排出を抑えるとともに、廃棄物をできるだけ再利用することで、資源などの天然資源の消費を減らし、環境への負荷を少なくした社会のことです。

自然共生社会の形成

「自然共生社会」とは、生物多様性が適切に保たれ、自然と調和した生活や農林水産業を含む社会経済活動が行われる社会のことです。

安全で良好な生活環境の確保

「安全で良好な生活環境の確保」とは、私たちの健康への影響がない良好な大気・水環境などの生活環境が守られていることで、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を形成するための基盤となるものです。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する基盤的な施策です。



復興のための重点的な取組

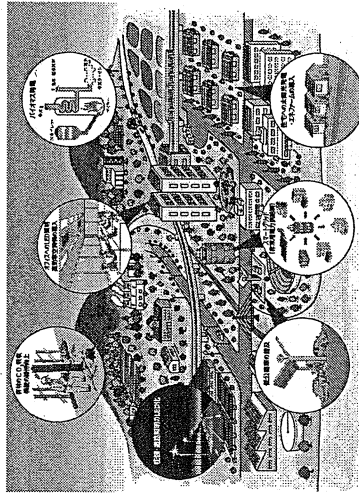
東日本大震災では、地震、津波による動植物への直接的な影響、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出など、県の環境に大きな影響を受けました。また、復興事業による沿岸部生態系への影響や、土砂採取のための森林の開発、工事に伴う騒音・振動などの生活環境への影響や廃棄物の増大のほか、原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。これらは復興のための課題として、特に重点的に取組を進めます。

1 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

東日本大震災の被害が大きかった沿岸地域を中心に、復興事業で新しいまちが整備されています。県では、震災からの復興をきっかけとして、再生可能エネルギー等の利用や災害時の活用、地域の産業振興につながる自立・分散型の地産地消エネルギーを導入した、より先進的なエコタウンの形成など、地域の経済、社会の低炭素化による先進的な地域づくりを進めます。

具体的な施策

- 再生可能エネルギー等の活用とエネルギー利用の最適化
住宅への高性能省エネルギー設備、太陽光発電システムや蓄電池等の創・蓄エネルギー設備の設置や、住宅の断熱改修を支援し、エネルギーの自家消費と利用の効率化を図ります。また、市町村が行う公共施設や道路照明などの省エネルギー化を支援します。
- さらに、地域特性に応じたエコタウン形成の実現可能性調査や、エコタウン形成事業計画の策定を支援し、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消システムの形成を目指します。
- 防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入
防災拠点・病院等への再生可能エネルギー設備等の導入や、市町が整備する災害公営住宅への太陽光発電の導入など、自立・分散型エネルギーシステムの整備を推進します。
- また、再生可能エネルギー等を利用した防災体制の強化に努めます。



- 地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進
県内の事業者の実施する、再生可能エネルギー等を利用した環境負荷低減の取組や新製品の開発のほか、省エネ・再エネ設備の導入を支援します。木質バイオマスについては、未利用間伐材の搬出経費や木質燃料を利用するボイラーの導入の支援を行うほか、バイオディーゼルの製造や導入についても支援します。
- さらに、創造的な復興に向けた取組として、水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を進め、「東北における水素社会先駆けの地」を目指す。

2 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

平成27年現在、沿岸部では津波・高潮対策のため、海岸堤防の整備等の復旧・復興事業が行われています。必要不可欠な事業ですが、地形を大きく変えるため、沿岸から内陸にかけての自然のつながりが分断されることなどが心配されています。県の内産部でも、土地の嵩上げに用いる土砂を確保するため森林が切り開かれるなど、地形や環境が変化化した場所があります。

また、復旧・復興事業が集中して行われるため、資材などを運搬する車両の通行が増え、建設機械（重機）などの稼働も増加しています。大気汚染や騒音・振動といった生活環境への影響が心配されています。

県が進める施策

- 防災・復興事業の工事における自然環境への配慮
防災や復旧・復興事業において、各分野の専門家・学者から助言・指導を受け、地域の生態系、自然環境への影響を予測し、可能な限り環境への影響を低減した工事を行います。また、沿岸部の復旧工事においては、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設置し、自然環境への影響に注意した工事を行っています。
- 内産部の森林では、林地開発許可制度（1haを超える開拓には知事の許可が必要な制度）により、無秩序な開発を規制します。また、違法な土砂の採取等の未然防止と早期発見のため、市町村と連携したパトロールを強化します。
- 防災・復興事業における生活環境への配慮
大気汚染や騒音を抑制するモニタリング観測を行い、工事車両の増加などによる生活環境への影響を把握します。また、必要に応じて作業現場への立入検査を実施し、法律・条例に基づく騒音・振動の規制値を守るよう指導します。
- 県の事業では、周辺環境に配慮した工事を行うよう、工事業者を指導します

3 放射性物質の付着した廃棄物の適正な処理の促進

東京電力福島第一原子力発電所事故以外にも、環境中に多量の放射性物質が放出されました。平成27年度現在、事故直後と比較して環境中の放射線量は減っていますが、放射性物質はまだ残っていることが確認されています。除染作業によって発生した除染廃棄物と除去土壌は、発生した市町村の責任で処理されることになりましたが、除去土壌については処理の基幹がまだ定められていないため、各市町村により仮置場などで保管されています。また、8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物については、通常の一般ごみと同様に、発生した市町村等が処理することになっていますが、処理はあまり進んでおらず、早期に完了することが求められています。

県が進める施策

- 除染対策の支援
除去土壌の処分については、早期の処分基準制定を国に要望します。また、市町村の除染を進めるため、除染支援チームを派遣し、除染技術に関する指導や助言を行う除染アドバイザーを設置します。
- 放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進
8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物は、国の実証実験や他県の事例により、通常の一般ごみと混合して焼却することで、安全な処理ができることが分かっています。このことを踏まえ、早期に処理が完了するよう、市町村等への支援や、安全世に関する県民への情報提供を行います。





2 将来像を実現するための政策

循環型社会の形成

県は、事業者への3Rの推進をはじめ、循環型社会の形成に向け、市町村の支援や啓発、環境教育などに取り組んでおり、県全体のゴミの排出量は減少傾向にあります。

しかし、東日本大震災以降、ゴミの排出量は増大し、家庭ごみなどの一般廃棄物リサイクル率は低下しています。特に、紙やプラスチックなどのリサイクルでできる資源が増え、また、震災復興事業にともない、産業廃棄物量も増加しています。

ゴミ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めて行く必要があります。

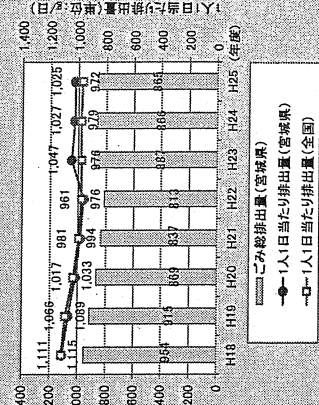


図 2 県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進

県が進める施策

- 県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進
 - 県民・事業者・民間団体及び行政などが、改めて3Rを意識した行動を実践するための施策を進めます。
 - 県民が日々の生活の中で、廃棄物の減量化やリサイクルなど環境に配慮した取組を促し、ライフスタイルとして定着できるように、環境教育や普及啓発を進めます。
- 循環型社会を支える基盤の充実
 - 生産・流通・消費・廃棄などの各段階において、廃棄物等の3Rを効果的に促進します。広報紙やホームページなどを活用した情報発信、3Rに関する施設整備の支援、宮城県グリーン製品の認定、リサイクル業者への指導など、県民や事業者、自治体等へ情報提供や新技術開発への支援を進めます。
- 循環資源の3R推進
 - ゴミとして排出されるものの中には、リユースやリサイクルにより有用な資源となるもの(循環資源)が含まれています。循環資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を進めます。
- 廃棄物の適正処理の推進
 - 事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理の経験を活かし、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

1 将来像を実現するための政策

低炭素社会の形成

県は、平成16年度より再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを促進するなどの排出削減対策に取り組んでおり、県の温室効果ガス排出量は平成17年度以降減少しています。

しかし、東日本大震災の影響を受け、県を取り巻く社会的・経済的情勢が大きく変化しており、平成24年度の排出量は増加に転じました。今後も、火力発電所の稼働率の上昇や、震災復興事業の影響から、温室効果ガス排出量は増加すると予想されています。

なお、部門別の排出量をみると家庭からの温室効果ガス排出量は平成22年から増加傾向にあります。県内の温室効果ガス排出量を削減するためには、県民・事業者・民間団体及び行政が一体となり、社会全体の低炭素化のための取組を進める必要があります。

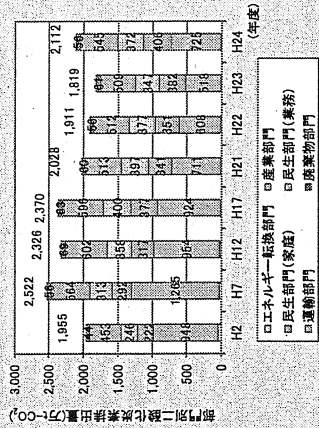
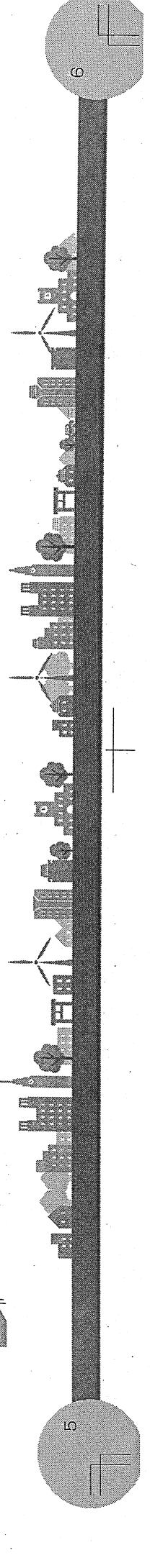
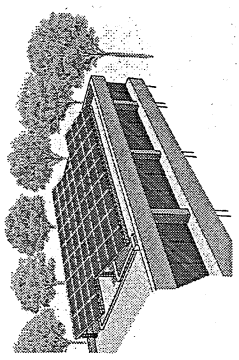


図 1 部門別二酸化炭素排出量の推移

県が進める施策

- 暮らしや事業活動における低炭素化の推進
 - 「タメだっちゃ温暖化」宮城県民会議など、地球温暖化防止に関する県民運動を広げるほか、住宅や事業所、工場への再生可能エネルギー等の導入、省エネルギー効果のあるリフォームなどの対策を支援します。
- 地域づくりと運動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進
 - 太陽光発電や小水力発電など、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、公共施設等インフラの省エネルギー化により、環境負荷の少ないエコタウンづくりを進めます。また、先進的なエネルギー源である水素エネルギーの普及を進めます。
- 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現
 - 再生可能エネルギー等関連産業の創出・育成により、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。地産地消エネルギーとして、バイオマス等を活用した先駆的な事業や地域づくりを支援します。間伐や森林整備等による、森林による二酸化炭素の吸収、固定能力の維持向上を目指します。





将来像を具現 するための政策

3

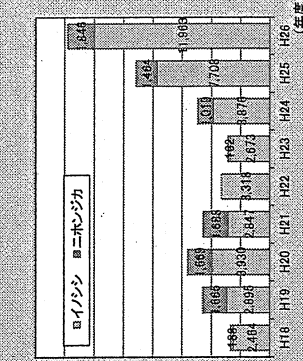
自然共生社会の形成

海、山、川、平野が調和する宮城県豊かな自然は、農林水産業をはじめ、私たちに多くの恵みを与えてくれています。

このような多様な自然を守るためには、保全するだけでなく、適切な利用による管理をしていく必要がありますが、近年は産業構造の変化や急速な少子高齢化により、維持管理されない森林や耕作放棄地が増えています。また、人にイノシシやニホンジカが増え、農作物への被害が増加しています。

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、生態系の保全や、適切な維持管理が行える取組を進める必要があります。

図 イノシシ・ニホンジカによる農業被害額 (単位:万円)



出典:宮城県ホームページ(農産部)

県が進める施策

健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

河川、自然公園、里地里山などを適切に管理・整備することで、多様な生物が安定して生息・生育できる環境の保全を進めます。また、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。

生物多様性の保全及び自然環境の再生

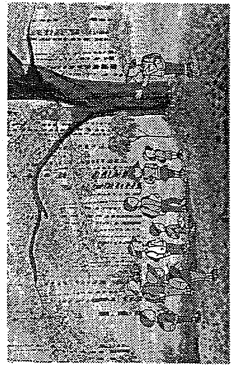
希少野生生物をはじめとする在来野生生物の保護・保全対策、人と野生鳥獣の適切な関係を維持するための野生鳥獣の保護管理を行い生物多様性を保全します。また、地域協働を基本とした自然環境の保全、再生の推進に取り組みます。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

行政や県民、民間団体及び専門家等による協働の取組や自然観察会などのイベント開催、環境に配慮した持続可能な農業の支援などの取組を進めます。また自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、市町村・県民・民間団体などと共有するとともに、緊密な連携による協働を図ります。

やすらぎや潤いのある生活空間の創造

公園や街路樹などの身近な緑や、水辺など生活空間の中の潤いのある環境づくりを進めます。また、地域の良好な景観の形成を支援します。



将来像を具現 するための政策

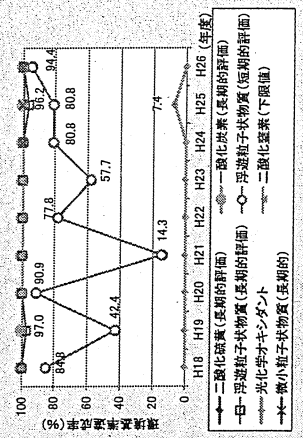
4

安全で良好な生活環境の確保

県は、大気や水、土壌環境や、騒音・振動などのモニタリングや、工場、事業場など発生源への対策、規制を行うなど、安全で良好な生活環境の確保に向けた取組を進めてきました。

本県の環境はおおむね良好な状態ですが、大気環境については全県的に光化学オキシダントの環境基準を達成していないこと、水環境については湖沼・海域等で有機性物質による汚濁の懸念を達成していないなどの課題があります。

安全で良好な生活環境を確保するため、これまでの取組を引き継ぎ行うほか、良好な環境を次世代へ継承していく体制、意識づくりを進める必要があります。



出典:宮城県環境白書

県が進める施策

大気環境の保全

発生源対策等を推進します。また、建物の解体時等に飛散のおそれのあるアスベストや工場及び事業場等からの悪臭の発生など、身近な公害についても継続的に監視を行います。

水環境の保全

河川、湖沼、海域など公共水域の監視を継続するとともに、流入する汚濁負荷を減らし、水質環境基準を達成するため、汚濁物質の発生源対策の徹底等の施策を進めます。

土壌環境及び地盤環境の保全

「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の状況に依り適切な管理及び処理を指導します。また地盤沈下がみられる地域において、水準測量等の長期監視を継続するほか、地下水の揚水等の規制を徹底します。

地域における静穏な環境の保全

騒音の環境基準の達成及び維持を図ります。また工場及び事業場や建設作業などの騒音・振動の発生源に対し、法令に基づく規制基準が遵守されているか確認します。

化学物質による環境リスクの低減

県が行う化学物質の残留調査に参加するほか、ダイオキシン類の測定・公表を行います。また県民、事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有し、意識醸成と相互の理解を深める「リスクコミュニケーション」に取り組みます。

環境中の放射線・放射能の監視・測定、知識の普及啓発

市町村の除染対策の支援を行うほか、放射線・放射能を計画的に測定、結果を速やかに公表します。また放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する、基盤的な施策を推進します。

グリーン行動の促進

- 「宮城県環境教育基本方針」にESD(持続可能な開発のための教育)の観点を導入し、学校や社会における環境教育を進めます。さらに、学校、事業者、民間団体等が行う環境学習、環境保全活動を支援します。
- 県民、事業者が環境配慮行動を実践・継続できるように方策を検討します。
- 環境に配慮された製品やサービスを選択する「グリーン購入」の普及を進めます。
- 県の事業についても、公共事業等における環境配慮を推進し、オフイス活動では環境負荷の低減を進めます。



環境の保全に関する協定の締結

開発行為や、大規模な工場などを立地(計画)する事業者に対し、県、市町村との間で、環境の保全・公害発生防止等を目的とする協定を締結します。また、事業者に環境影響のモニタリングや環境配慮事項の進み具合などの報告を求め、周辺環境の保全を図ります。

開発行為における環境配慮

開発行為を進めるためには、土地の利用方法の検討や、周辺環境への影響を最小限にするなどの配慮が必要です。開発を行うおととする土地の生息系への影響や、事業を実施するに当たり生じるおそれのある生活環境及び自然環境への影響を減らすため、事業者に対し、環境配慮を実施するよう指導を行います。

規制的措施

各種環境罰則法や公害防止条例の的確な運用に努めるとともに、科学的知見を踏まえ、必要に応じ、条例の見直しや新たな規制制度の必要性について検討します。

公害被害者の適切な処理及び環境被害の防止

公害に係る苦情が寄せられた際には、現場の状況を確認します。その上で生活環境の保全が図られるよう、原因の究明や発生源への指導を行います。また、不法投棄などの環境犯罪には厳格に対応します。

持続可能な社会をつくるため、わたしたち一人一人ができること

現在の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。宮城県環境基本計画が目指す将来像を実現するためには、県民、事業者、民間団体など宮城県に関わるすべての人が、持続可能な社会の実現に向けて、こみやエネルギー消費量を減らした環境負荷の少ない生活や事業活動に切り替え、積極的に環境を守るための取組を進める必要があります。

一人一人が普段の生活の中からできることをいくつか紹介します。

家にいるとき

■ 電灯はこまめに消し、人のいない場所など不要な時は消しましょう。



■ 水道やシャワーはこまめに閉めましょう。



■ 冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は20℃程度としましょう。

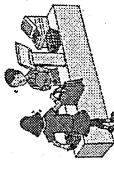


■ 使わない服や家具で、まだ使えるものはリサイクルショップなどを利用して地域でリユースしましょう。



外出・買い物するとき

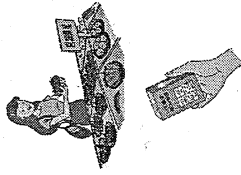
■ マイバッグを持参していらぬレジ袋は受け取らないようにしましょう。



■ なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を使うようにしましょう。



■ 野菜は旬なものや産内産の露地ものを選びましょう。また、必要な分だけ購入し、捨てる食品を減らしましょう。



■ 形やデザインでなく、消費電力、総費など、ラベルの記載に注意して買掛への負荷が少ない商品を選びましょう。

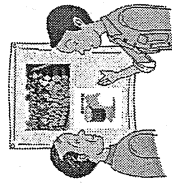
地域での活動で

■ 地域の清掃活動や植林、里地里山の保護などの環境活動に参加しましょう。

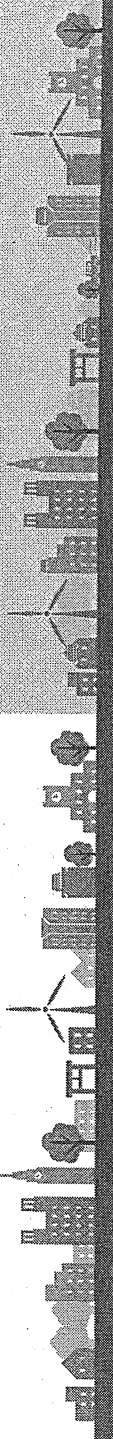


住宅を新築・リフォームするとき

■ 高断熱化や設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、家全体で環境負荷の削減を目指しましょう。



■ 「優良みやぎ材」などの県産材を利用しましょう。



宮城県環境保全率先実行計画

(第5期)

〈平成28年度～平成32年度〉

平成28年3月

宮城県

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基準年度における計画の取組実績

- 1 計画の取組実績(指定管理施設を含まない目標)・・・・・・・・ 3
- 2 計画の取組実績(指定管理施設を含む目標)・・・・・・・・ 4
- 3 基準年度における温室効果ガス排出量・・・・・・・・ 5

第3章 計画の基本方針等

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 重点的に推進する行動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 計画の目標

- 1 計画の目標(数値目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 計画の目標(推進目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 目標達成に向けた行動

- 1 目標達成に向けた基本的な行動・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 数値目標を達成するための具体的な行動・・・・・・・・ 10
- 3 推進目標等を達成するための具体的な行動・・・・・・・・ 15

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

資料編

- 1 用語解説
- 2 業務委託等に係る環境配慮の推進(仕様書記載事項の例)

3 推進目標等を達成するための具体的な行動

項目	具体的な行動
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入の基本方針に即して毎年度作成される推進計画に基づき物品等を調達する。 (対象品目例) 紙類, 印刷物, 文具類, OA機器, 家電製品, 照明, 自動車等 ○ グリーン購入の基本方針に基づき, 環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組んでいる事業者の受注機会の拡大を図る。 ○ ダストブロワー等のフロンガスを噴射ガスに使用した製品を購入・使用しない。
再生可能エネルギー等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施主体となる各事業において, 各種管理施設や敷地内に照明灯を設置する場合は, 太陽光・風力発電等の導入に努める。 ○ 庁舎等の新設や大規模改修等を行う場合は, その規模, 用途などを考慮し, 太陽光発電・太陽熱利用やコージェネレーション等の導入に努めるほか, 既存の庁舎等についても, 設置スペースや使用形態等を考慮し, 大きな導入効果が期待できる場合には, 積極的に導入を図る。 ○ 低燃費車や低公害車等の優先的導入を図る。
業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務(調査, イベント開催, 広報, 施設管理等)を委託する際は, 委託業者に対し, 資料編2に示すような省エネルギー・省資源・廃棄物の発生抑制・リサイクル・グリーン購入・エコドライブ・農薬の適正使用等の推進などの環境配慮行動の推進について仕様書に記載し, 要請する。
県発注工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事に伴う粉じん・排出ガスの発生を抑制し, 大気汚染を防止する。 ○ 低騒音・低振動型の建設機械等を採用し, 周辺生活環境に配慮した運転方法とする。 ○ 周辺生活環境に配慮した運搬車両の台数・運転時間帯・運転ルート等運行方法を事前に検討し, 騒音・振動・大気汚染等公害の未然防止を図る。 ○ 情報交換システム等の活用により, 建設発生土の公共工事間利用を推進する。 ○ アスファルトコンクリート, コンクリート塊及び木くずの建設廃棄物は, 再資源化を推進する。 ○ 「宮城県グリーン製品」の積極的な利用に努める。
施設改修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の構造については, 環境負荷の低減に配慮し, 断熱・採光・防音・防振動等に考慮したものとする。 ○ 資材は, 環境負荷低減に資する再生資材等の使用に努める。 ○ 施設等を計画・設計する際は, 周辺の自然環境保全や景観に配慮する。 ○ 屋上, 壁面, 外構等の緑化を検討調査し, その採用に努める。